

京都市地域防災計画の修正案について

1 概要

本市の平成30年災害対応総括の改善策の取組一環として、「平成30年7月豪雨」で課題となった、「避難勧告等の発令及び情報伝達」に関する修正や、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備える防災対応検討ガイドライン（中央防災会議）」の改定に伴う修正を行う。

また、京都市で策定している災害対応時のマニュアル等も、円滑に災害応急対応できるよう改定され、それぞれの変更点について修正を行う。

更に、京都市レジリエンス戦略及びSDGsの理念を追記した。

2 主な修正内容

(1) 京都市レジリエンス戦略及びSDGsの理念の追記

（震災対策編，一般災害対策編，事故対策編，原子力災害対策編）

「京都市レジリエンス戦略」の策定（平成31年3月）に伴い、京都市地域防災計画全編の「計画の目的及び理念」に京都市レジリエンス戦略及びSDGsの理念を追記。

(2) 京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の見直しの反映

（一般災害対策編）

「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」のうち、河川に関する発令基準について、これまで、発令地域を2つに区分していたものを、河川管理者によって解析された、氾濫水到達時間を基にして、第1から第5発令地域の5つに区分することにより、適切なタイミング及び地域に対して、避難勧告等を発令する見直しを実施したことによる修正。

(3) 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定の反映

（一般災害対策編）

「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」が、平成31年3月で改定され、住民が取るべき避難行動を直感的に理解しやすくするため、5段階の警戒レベルが導入されたことに伴い、本市の避難勧告等の各避難情報に警戒レベルを付す等の修正。

(4) 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備える防災対応検討ガイドライン」の改定の反映
(震災対策編)

同ガイドラインの改定を受け、気象庁では、南海トラフ地震に関する情報名を「南海トラフ地震臨時情報」と改定されたことに伴い、本編「第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画」に「南海トラフ地震臨時情報」の規定を反映する修正。

(5) 「京都市災害廃棄物処理計画」の改定の反映

(震災対策編，一般災害対策編)

国の「災害廃棄物対策指針」の改定（平成30年3月）、また、災害廃棄物の収集運搬・処理についての広域連携・支援のあり方や災害廃棄物の仮置場の適切な運用などを踏まえて、「京都市災害廃棄物処理計画」の改定を行った。更に、同改定に伴い、大規模災害発生時に必須となる災害廃棄物処理の広域連携体制を明記するとともに、より迅速な連絡、意思決定が行えるよう統括組織として設置する「災害廃棄物対策室」の位置付けをより強化するなどの変更等に伴う修正。

(6) 治山対策 山地災害危険地区の明記

(一般災害対策編)

治山対策強化を図るため、林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき、京都府が指定した、山地災害危険地区を新たに明記する修正。

(7) 防災重点ため池について明記

(震災対策編，一般災害対策編)

「防災重点ため池」の選定漏れを防ぐため、農林水産省が、全国統一の具体的な基準を策定し、同基準に基づき、各都道府県により再選定が行われた。これを受け、本市域の「防災重点ため池」を新たに明記し、また、「防災重点ため池」と「それ以外のため池」の必要な措置の内容を区別して記載する修正。

(8) 複合災害時の避難に関する考え方の追加

(原子力災害対策編)

複合災害が発生した場合において、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を優先するとの考え方を追加。（国の「防災基本計画」の修正）